

東部療育通信-2016年12月号-

入所と地域の障害児(者)の生活を支援するメールマガジン

発行 東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>

日頃より東部療育センターのメールマガジンをお読みいただき誠にありがとうございます。今回は、4月に施行された法律についてお届けします。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」
について

今年の4月に施行されたこの法律は、新聞等にも掲載され、ご存知の方もいらっしゃるかと思えます。しかし、障害のある方に対して何が差別になるのか、どのような配慮が必要なのか、分からない部分も多いのではないのでしょうか。今回は障害者差別解消法について、お話したいと思えます。

まず、障害者差別解消法が施行されるまでの流れにおいて重要な事とされているのが、2006(平成18)年12月の国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約(略称：障害者権利条約)」です。2008(平成20)年に発効されたこの条約は、障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約であり、2013年8月現在で、すでに世界133カ国が批准しています。

日本も批准に向け、障害者基本法改正、障害者総合支援法の成立、障害者虐待防止法ができました。その中で障害者差別解消法が2013(平成25)年成立、2016(平成28)年施行され、2014(平成26)年、日本も障害者権利条約を批准しました。

障害者差別解消法は26の本則の条文と附則からできており、障害者基本法第4条(差別の禁止)を具体的に実現するため、(1)障害を理由に差別的取り扱いや権利侵害をしてはいけない。(2)社会的障壁をとりのぞくための合理的配慮をすること。(3)国は差別や権利侵害を防止するための啓発や知識を広めるためのとりくみを行わなければならないことが定められています。

1. この法律の目的

障害があってもなくても、誰もが分け隔てられず、お互いを尊重して、暮らし、勉強し、働いたり出来るように差別を解消して、誰もが安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としています。

2. この法律で対象となる障害者

身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとなっています。つまり、障害者手帳を持っている人に限りません。

3. この法律で差別が禁止されている分野

教育、公共交通、医療、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など、障害者の日常生活及び社会生活全般となっており、幅広い分野にわたります。

4. この法律で求められること

(1)障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」

障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービス等の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付するなどにより、障害者の権利利益の侵害を禁止する事。

<具体例>

- ・受付の対応を拒否する。
- ・本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- ・学校の受験や、入学を拒否する。
- ・障害者向け物件はないと言って対応しない。
- ・保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。

<機関、事業者の対応>

- ・国の行政機関、地方公共団体→法的義務
- ・民間事業者→法的義務

(2)障害者への「合理的配慮の提供」

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行う個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害の状態や性別、年齢等を考慮した変更や調整、サービスを提供する事。

<具体例>

- ・障害のある人の障害特性に応じて、座席を決める。
- ・障害のある人から、「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意思を十分に確認しながら代わりに書く。
- ・意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う。
- ・段差がある場合に、スロープなどを使って補助をする。

<機関、事業者の対応>

- ・国の行政機関、地方公共団体→法的義務
- ・民間事業者→努力義務

※民間事業者には、個人事業者、NPO等の非営利事業者も含まれます。

※個人は対象になっていません。

5. 困ったときの問題解決の支援は

- ・この法律に基づいて、国と自治体には、差別解消の取り組みが義務付けられました。地域の身近な相談を受け付ける窓口にご相談できます。
- ・国と自治体は、そうしたさまざまな機関の連携のためにあらたに差別の解消を支援するための「障害者差別解消支援地域協議会」を設置することができると定められています。
- ・「障害者差別解消支援地域協議会」には、国の機関やNPOで活動する人、学識経験者などの人たちも入ることができます。また、相談事例の検討や、その他の機関に協力を依頼することができます。障害のある人もない人も共に暮らせる地域づくりの一步として、この地域協議会をつくることが期待されます。

障害があるないに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を作り上げていくためには、たくさんの方の理解が必要かと思います。「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」は個人には求められていませんが、皆さんが少しずつ意識をする事で変わってくるのではないかと思います。

参考文献：

障害者差別解消法広報用リーフレット 内閣府

障害者差別解消法ってなに？パンフレット 日本障害フォーラム(JDF)

平成28年度医療社会事業説明会資料 東京都福祉保健局医療政策部

今回のメールマガジンはいかがでしたか？

少し早めのご挨拶となりますが、本年もたいへんお世話になりました。

来年に向けて皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

| I | N | D | E | X |

1：施設概要のページへ

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

2：入所や短期入所をご希望の方

→http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/nyusho_guide.html

3：施設開放サービス

→http://www.tobu-ryoiku.jp/service/opening_service.html

4：薬剤と検査の紹介

→http://www.tobu-ryoiku.jp/service/medicine_inspect.html

| 施設概要

- 東京都立東部療育センターは、重症心身障害児(者)の医療と療育を総合的に行う施設です。
- 少子化が進行する中であっても、心身障害児(者)は減少しておらず、また、障害の程度は重度・重症化しています。更には、家族が高齢となったため家族介護が困難で施設入所を希望している方も増えています。
- 一方で、できる限り住みなれた地域で在宅の療育を望んでいる障害者や家族の方達は多く、その支援の充実を図ることが一層必要となっています。このような状況に対応するため、重症心身障害児(者)施設が整備されていなかった区東部地区に設置することにしました。

→<http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/>

◆このメールは msw_trc@mtrc.jp のアドレスより配信しております。

◆送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。

東部療育通信

発行：東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

TEL 03-5632-8070 / FAX 03-5632-8071

E-mail msw_trc@mtrc.jp

- 配信がご不要の方は、下記 URL にアクセスして下さい

<https://www5.webcas.net/gs/p/delete-user>

Copyright (C) TOBU RYOIKU CENTER. All Rights Reserved.